

## 国立国会図書館に館長秘書を置くの件

(昭和三十六年十二月十九日館長決定第十五号)

国立国会図書館に館長秘書を置くの件を次のとおり定め、昭和三十六年十二月十九日から施行する。

- 1 国立国会図書館に、館長秘書一人を置く。
- 2 館長秘書は、参事のうちから館長が命ずる。
- 3 館長秘書は、館長の命を受け、機密に関する事務をつかさどり、又は臨時に命を受け各部局の事務を助ける。